

## 受診証明書の記載について

○受診証明書は、医療費・医療手当の請求を行う際に提出が必要な書類です。

○受診証明は、受診する医療機関、薬局が発行します。記入も医療機関等が行います。

○証明書発行の際に、文書代が発生する可能性があります。金額等は医療機関にご確認ください。また、この文書代は、医療費・医療手当の請求対象外です。

No.	項目	記載について
1	氏名・性別	・医療を受けた者について記載する。
2	生年月日	
3	現住所	
4	疾病名	・受診している疾病名を記載する。 ・医師が新型コロナワクチン接種との因果関係を証明している必要はない。 ・「～の疑い」として記載することや、病名がつかないと判断された場合は、症状名を記載することも可能。 ・薬局が受診証明書を作成する場合も疾病名は記載が必要。薬局でわからない場合は、処方箋を作成した医師(病院)に確認してもらってください。
5	医療を受けた日数	・疾病について、医療を受けた日数を1ヵ月ごとに入院実日数及び入院外診療実日数(通院日数)別に記載する。 ・月ごとに記載するが、記入欄が不足する場合は、不足分を欄外や別紙に記載することが可能。 ・薬局が記載する場合、医療を受けた日数は必須ではない。
6	患者負担額	・医療機関に支払った額を記入し、その内容として特殊医療費分(免疫学的諸検査であって、医療保険対象外)及び医療保険等の自己負担相当額を記入する。 ・医療費(合計) = 特殊医療費分 + 医療保険等自己負担分 ・入院時の食事療養費は「医療保険等自己負担分」に含む。

※令和5年8月28日時点の情報をもとに作成しています。

《参考》

・厚生労働省ホームページ(予防接種健康被害救済制度について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_kenkouhigai\\_kyuuusai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigai_kyuuusai.html)